

第3回 新潟島中心部交通政策検討協議会

開催日時：平成18年7月31日（月） 午後1時30分から
場 所：新潟市役所 本館 301会議室

次 第

1. 挨拶

2. 交通政策の検討について
 - ① 交通政策からみた新潟島中心部のまちづくりについて（再整理）
 - ② 交通政策を見直すケーススタディ
 - ③ 各ケースの比較・検討

3. 意見の聞き取りについて

4. その他

・今後の予定

交通政策からみた新潟島中心部のまちづくりについて

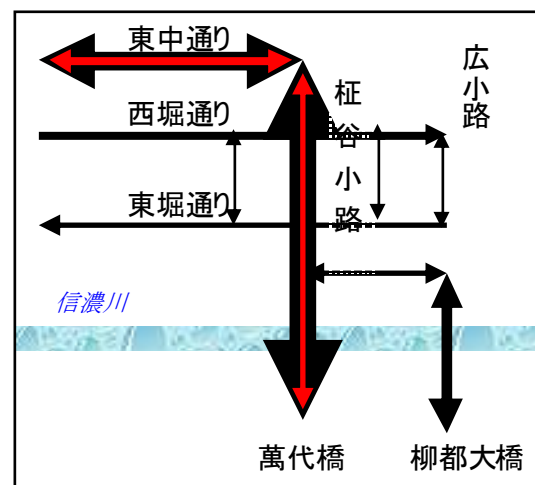
1. 現状の交通体系上の主な問題点

◎自動車交通について

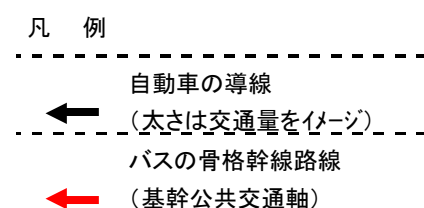
- ◆道路ネットワークが未成熟
 - ・「中心部に用事のある自動車交通」と「通過するだけの自動車交通」が東中通り・榎谷小路に集中している。
- ◆迂回交通が発生
 - ・西堀通りおよび東堀通など総合的な交通規制により、目的地までにスムーズに行くことができない場合がある。

◎公共交通について

- ・上記のように榎谷小路および東中通りには、自動車交通が集中していることに加え、バス路線が集中している。
- ・これらにより、分かりにくいバス停配置、路線の上下線でルートが異なるなど、利便性が低くなっている。



現状の交通体系イメージ



2. これからの中心市街地の交通体系について

政令指定都市となる本市の中心市街地において、交通政策に関連して第3回パーソントリップ調査では、道路空間の機能分担や公共交通活性化方策の事業推進など、下記の方針（施策）とされている。

●主要施策

◎安全で快適な歩行者空間の確保、回遊空間の創出

例えば 歩道の拡幅、掘割再生、オープンテラス など

◎基幹公共交通の形成など公共交通ネットワークの形成

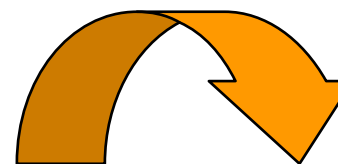
例えば 分かりにくいバス停の再編、バス路線の集約 など

◎適切な自動車交通の誘導、にぎわいを高める駐車場マネジメント

例えば 西堀・東堀通り沿線にある駐車場への円滑な誘導など



横浜市バス停事例 (写真: 榊MCDecaux)



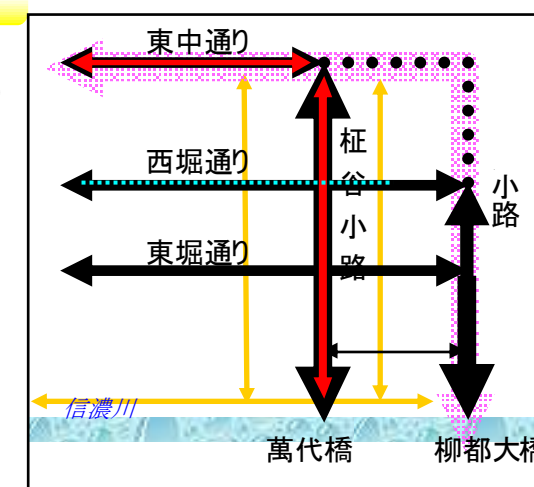
分かりにくさの解消、道路空間の活用、基幹公共交通の形成を実現するために...

できることから
「段階的に進めていくことが必要」

3. 万代島ルート事業により交通体系が変わる

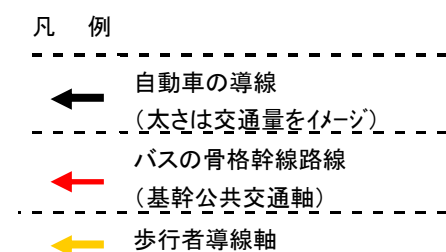
現在進められている万代島ルートの進捗により、以下のことが可能と考えられる。

- ① 「通過するだけの自動車交通」は中心部の外側へ誘導
※当面は、広小路と東中通り・東西堀をうまく連携させる。
- ② 東中通りおよび榎谷小路に集中しやすい交通の誘導
- ③自動車とそれ以外の交通（歩行者・自転車・公共交通）とのすみ分け



万代島ルート（西堀まで）が完成した場合の交通体系イメージ

※点線は計画



したがって、
万代島ルートの進捗と連動させながら、先述の交通施策を段階的に進めていく必要がある。

これらにより、短～中期の交通政策として下記について検討を進める

- ◎西堀通および東堀通の交通規制見直しを含めた交通政策 ←本協議会検討事項
- ◎中心部のバス交通の強化（基幹公共交通）

車線運用を変更した場合の検討ケース

- ・規制の見直しは、「東堀通り」「西堀通り」「新津屋小路」「上大川前通」「本町通」を想定。
- ・「東堀通り」「西堀通り」の車線運用により下記の4つのパターンが想定される。

◆想定されるパターンと考え方

ケース	平面図 (イメージ)	横断面図 (イメージ)
① ケース 1 (現状の一方通行規制) 一方通行規制を解除しない場合 【考え方】 現行の車線運用のまま、改善策を検討。		
② ケース 2 (2車・2車) 東堀通り、西堀通りを2車線の交互通行とした場合 【考え方】 自動車による自由度を優先させる案		
③ ケース 3 (2車・1車) 東堀通り、西堀通りを2車線と1車線の交互通行とした場合 【考え方】 東西堀は現行規制の機能を継続しつつ対面通行を図る案		
④ ケース 4 (1車・1車) 東堀通り、西堀通りを1車線の交互通行とした場合 【考え方】 東西堀は自動車以外の空間の有効活用も図り対面通行を図る案		

交通規制に関する各ケースの比較

青：基本的に現状を維持 赤：全面的な見直し 緑：今後の作業の中で対応を検討

	交通処理	パーキングメーターへの影響	タクシー等乗り場への影響	バス停への影響	歩行者空間などへの対応	総合評価
ケース1 現状の一方通行 	⇒ 基本的に現状を維持 ①交通規制により、交差点の処理が単純化され、交通処理能力が高い ②新堀通・新津屋小路などにおいて迂回交通が恒常的に発生 ③細街路への迷走車両の進入・逆走車両が見受けられる ④一方通行により高い走行性を確保できる半面、交差点内への高速進入等が見受けられる ⑤右折車両による交錯がなく、沿道の出入りが比較的容易	⇒ 基本的に現状を維持可能 西堀 55台 東堀 53台 本町 19台 新津屋小路 35台 南浜通 8台	⇒ 基本的に現状を維持可能 西堀 2箇所 東堀 4箇所 榎谷小路 5箇所 ※指定区域外での客待ち禁止など基本ルール徹底・乗り場環境の改善が望まれる	⇒ 基本的に現状を維持 ①入船線・附船町線は、上り下りで経路が異なる ※わかりやすいバス路線案内、乗り場環境の改善について検討が望まれる	① 停車帯の利活用の可能性あり ・歩道拡幅、植栽・荷捌きスペースの可能性 ・西堀と榎谷小路交差点のスクランブル化	○基本的に現在の交通規制及び道路構造を継続し、部分的な改善を図るもので、東・西堀通の自動車交通への影響は最も少ない。 ○しかしながら、「わかりにくさ」「迂回交通の発生」など不便な部分の改善は見込めない。
ケース2 上下2車線 	① 4車線道路による高い断面交通容量を確保 ② 交通規制の見直しにより、迂回交通の解消、目的地への到達性が向上 ③交差点処理が複雑化し、交通処理能力の低下、渋滞の可能性が増加 ④沿道施設への右折出入は困難 ⑤交差点部の右折専用車線の設置は困難（歩道幅の縮小が必要）	① 基本的に全撤去	① 東西堀は、基本的に全撤去 （移設する場合は、新たに歩道を狭めるなど停車スペースを確保する必要あり） ② 榎谷小路の乗り場の内、新たに左折車線が必要となる交差点付近は基本的に撤去	① 上り下りで経路が異なるバスルートの見直しが可能 ②榎谷小路の西堀・東堀交差点付近では、左折車両とバスの交錯による危険性が高まるため、バス停の移設が必要	① 停車帯の利活用や歩道拡幅は事実上困難	○自動車優先策としての性格が強い案で、タクシー乗り場や交差点形状などの課題もあり、自動車以外の道路活用について検討の余地が少ない。
ケース3 東堀上2車線 下1車線 西堀上1車線 下2車線 	① 現状の東西堀通の機能を残しつつ、予想される交通量に対応可能 ②ケース2の②③④と同様	① 基本的には全撤去 ※ただし、台数の激減は避けられないが、一部継続または移設の可能性あり	①東西堀の交差点付近は基本的に撤去、 ただし移設の可能性について検討の余地あり ②ケース2の②と同様	①ケース2の①②と同様	① 停車帯の利活用の可能性について検討の余地あり ・歩道拡幅、植栽・荷捌きスペースの可能性 ・西堀と榎谷小路交差点のスクランブル化	○既存道路断面での対応性に優れており、タクシー乗り場や荷捌きスペースなどを想定した停車帯の活用策などについて詳細な検討が望まれる
ケース4 上下1車線 	①ケース2の②③と同様 ② 大幅な交通容量の削減により、渋滞の発生が懸念 ③沿道施設への右折出入は、ケース2及び3より容易	① 東西堀通について、見直しは望まれるが、ある程度の台数確保は可能 ②新堀通、本町通は基本的に撤去	① 東西堀の交差点付近を含め、継続・移設の可能性について検討の余地あり ②ケース2の②と同様	①ケース2の①②と同様	① 2車線化によって生じる車道部の余裕空間を活用し、多様な道路環境整備が可能	○歩道整備や堀の復元といった道路空間の利活用を図る案として期待されるが、交通処理能力の不足が懸念され、現状では交通渋滞などを引き起こす恐れが高い

委員各位

新潟島中心部交通政策検討協議会事務局
(担当：新潟市都市交通政策課)

中心部の交通政策に関する意見の聞き取りについて

日ごろ、本協議会の運営に対してご理解・ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、これまで本協議会で検討してきたことについて、委員の皆様からご意見をお伺いし、今後の作業に反映していきたいと考えています。つきましては、下記のとおり別紙にご記入いただき、事務局まで提出していただきますようよろしくお願い致します。

記

- ・ご意見をお聞きする団体は、裏面のとおりとさせていただきます。
- ・提出締め切りは、平成18年8月23日（水）とさせていただきます。
- ・提出は、添付した封筒でご郵送ください。
- ・結果については、9月中にご報告させていただきます。

【お問い合わせ】

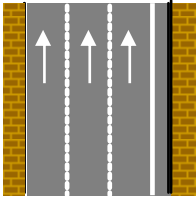
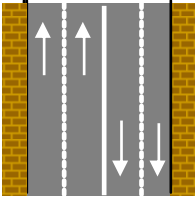
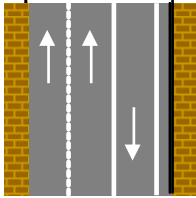
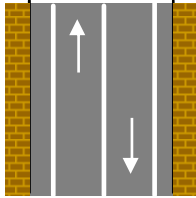
新潟島中心部交通政策検討協議会事務局
新潟市 都市交通政策課 企画係
田中、大勝
TEL 025-228-1000
FAX 025-229-5150

中心市街地の交通政策に関する意見について

委員名		団体名	
-----	--	-----	--

質問 1

中心市街地の交通政策を見直す場合、交通規制に関連する車線運用についてケース 1～4 を提案しました。貴団体が希望するケースをお選びください。

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
一般部イメージ				
概要	現状の一方通行規制の維持を基本	交互通行 西堀通り、東堀通りを両側 2 車線	交互通行 ・西堀通りは上方向 1 車線・下方向 2 車線 ・東堀通りは上方向 2 車線、下方向 1 車線	交互通行 西堀通り、東堀通りを両側 1 車線

※交通規制の見直し対象路線は、西堀通、東堀通、本町通（7 番町より下）、上大川前通

回答 ご希望のケースに○をつけてください

・ ケース 1 ・ ケース 2 ・ ケース 3 ・ ケース 4 ・ その他

(分らない、規制解除であればどれでもいい など)

「その他」を選択の場合はどんなものをご希望かお書きください。

質問 2

上記のケースを選択した理由を下記にお書きください。

質問3 (自由回答)

これまでのご質問のほか、今後検討してもらいたいことなどがありましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。

新潟島中心部交通政策検討協議会のながれ

第1回協議会（平成18年3月15日開催）

○ 新潟島中心部の交通政策に関する検討の必要性

○ 新潟島の交通政策の課題、協議会の目的などに関する質疑応答、意見交換

第2回協議会（平成18年6月5日開催）

○ 現状の道路状況と見直し対象道路案

第3回協議会（平成18年7月31日開催）

○ 想定されるケースの抽出と比較

第一目標

平成18年8月目処

抜本的な交通政策を見直し案について検討を進める場合

交通管理者（県警）、道路管理者など関係機関に対し技術検討を正式に要請

○ 抜本的見直しに関する検討の可否について、協議会の意見を取りまとめ

見直さない案とする場合

・長期的な交通政策について行政側で検討

第4回協議会以降（詳細な進め方については、別途関係者間で調整）

○ 計画策定に向けた意見調整、個別課題の検討

○ 技術的評価により提案された計画素案について評価検討を行い、基本合意が得られた場合、事業実施に向けた個別課題や住民説明への対応について協議を実施予定